

## PMI日本支部 規約

### 第1章 名称、主事務所、PMIとの関係

第1条 この団体は『PMI日本支部』と称する。(以下、『PMIJ』と称する)  
この団体はプロジェクトマネジメントインスティテュート(以下、PMIと称する)の支部であり、日本国の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立されたものである。

第2条 『PMIJ』は主たる事務所を東京に置く。

第3条 『PMIJ』はPMI理事会が定める方針や、手順、規則などに則し、PMIとの協定に従って支部を運営する。

第4条 『PMIJ』は活動を行う際に、日本国における法律を遵守する。

第5条 『PMIJ』の規約は、PMIが設定した現行のPMI規約、方針、規則に反してはならない。

### 第2章 目的

第6条 『PMIJ』はプロジェクトマネジメントに関する次の内容を目的とする。

1. 情報の収集・発信
2. 技術の調査・研究
3. スキルの啓発・普及
4. 教育・研修
5. 職能の普及・拡大
6. 実践活動の支援
7. PMI本部活動の支援
8. 他のマネジメント手法との融合の促進
9. 前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業

### 第3章 会員資格

第7条 『PMI J』の活動目的に賛同する全ての人は会員に応募する資格を有する。民族、信条、人種、年齢、性別、未婚・結婚、国籍、宗教、身体的障害の有無による差別をしてはならない。

第8条 『PMI J』の会員になるためにはPMIの会員になることが前提となる。

第9条 会員は『PMI J』の理事を選挙することができる。

第10条 会員はPMI及び『PMI J』の規約、方針、規則を守らなければならない。

第11条 会員はPMIに対しPMIおよび『PMI J』が定めた会費を支払わなければならない。また退会に際し、この会費は返却されない。

第12条 会員が退会したとき、会費の支払いを怠ったとき、及び除名を受けたときには、会員の資格を失う。

第13条 『PMI J』の会員資格を失ったときは、その会員は『PMI J』に関する全ての権利と特典を失う。

第14条 PMIの方針にのっとり、PMIが提供する会員情報は、『PMI J』の活動にのみ使用することとし、商業目的には使用しない。

第15条 『PMI J』の活動目的に賛同する法人は法人スポンサーとして運営を支援することができる。法人スポンサーに関しては別途定めるPMI日本支部法人スポンサー規程に拠るものとする。

#### 第4章 役員その他

第16条 『PMI J』は役員として理事20名以内及び監事2名以内を置く。理事は下記職務を担当する。理事は協力して、第2章で定められた支部目的の達成のための活動を行う。また、保存文書を保管し、後任者に引き継ぐ。

- 1) 代表理事（以下、会長と称する）
- 2) 企画担当理事
- 3) 財政担当理事

- 4) 渉外担当理事
- 5) 広報・宣伝担当理事
- 6) 教育担当理事
- 7) 認定担当理事
- 8) 行事担当理事
- 9) 会員担当理事
- 10) 研究担当理事
- 11) マーケティング担当理事
- 12) コンピテンシー担当理事
- 13) 地域担当理事

第17条 会長は職務の円滑な遂行のために必要に応じて、一人または複数人の顧問、会長補佐を置くことができる。

顧問は『PMIJ』の政策や業務一般について助言や提言を行い、各種活動に参加し、必要に応じ業務を指導するものとし、会長が指名し、理事会にて承認を受ける。

第18条 選挙により選任された理事の任期は選任後2年とする。ただし、途中で就任した理事は、前任者の任期の残余期間と同一とする。

- 2. 会長を含む理事は、連続して4年を超えて同じ職務担当についてはならない。但し、全理事の3分の2の賛成があればさらに1期2年を限度に延長し、同一の職務担当を最長6年間とすることができる。
- 3. 会長は第1項の定めにかかわらず、改選後、最初の理事会にて次期会長が選任されるまでを任期とする。

第19条 『PMIJ』の業務の監査を行うために、理事会において監事を選任する。

監事の任期は、選任後4年とする。任期中に交代した場合は前任者の任期の残存期間とする。

第20条 理事の職務は細則に記述するものとする。

## 第5章 理事会

第21条 理事会は『PMIJ』の最高意思決定機関とする。理事会は以下の定めに従い、開催され、必要な決定を行う。

- A (理事会) 理事会は、選挙後開催される最初の理事会において、理事の互選により、会長を選任する。  
理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に差し支えのある時は、理事の決議に基づき、他の理事がこれに当たる。
- B (理事会の招集) 理事会は、会長がこれを招集する。会長に差し支えのあるときは、理事会の決議に基づき、他の理事がこれに当たる。理事会の召集通知は、会日の7日前までに各理事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。理事会は、理事全体の同意があるときは、召集の手続きを経ないで開催することができる。
- C (理事会決議) 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数を持って決する。
- D (理事会の決議の省略) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- E (理事会議事録) 理事会の議事は、その経過及び結果を事務局が議事録に記載し、会長及び出席した理事がこれに署名または記名捺印する。
- F (その他) 前会長、監事、顧問および会長補佐は、議決権はないものの、理事会に出席して意見を述べることができる。

第22条 理事会は次のいずれかの場合、理事に辞任を求めることができる。

- 1) 『PMIJ』の会員でなくなったとき。
- 2) 事前連絡なしに、連続して理事会を3回欠席したとき。
- 3) 理事会で3分の2以上の要求があったとき。

第23条 任期の途中で会長が空席になった場合、理事会にて後任者を選任する。他の理事に空席が生じた場合は、会長が指名し理事会の承認を得たものをあてる。任期は前任者の任期の残期間とする。

## 第6章 理事の指名、選挙

第24条 理事は選挙委員会で指名された者の中から、投票された会員の過半数の信任票を得たものが選出される。

第25条 会員は、理事選出にあたり郵送またはその他の定められた手段により投票する。投票は、選挙委員会から送付される理事候補の信任、不信任を記述し、所定の日までに選挙委員会へ送付する。所定期日までに未着の分は全て棄権したものとする。

第26条 選挙委員会は次の手順にて理事候補者の指名と理事の選挙を行う。

- A 選挙委員会は前会長が議長を務める。前会長が辞退または空席の場合は会長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て決定する。
- B 選挙委員2名は会長が指名し、理事会が承認した者がこれにあたる。指名は、理事改選が行われる年の10月1日までにを行う。
- C 選挙委員会は理事候補者名簿を作成する。委員がこの名簿に自分の名前を含めることはできない。
- D 選挙委員会は理事会に次期理事候補者名簿を提出し、同時に会員に発表する。
- E 選挙委員会はこの選挙を現理事の任期満了までに実施し、結果を理事会に報告する。
- F 選挙の結果不信任となった理事席については、再度、選挙委員会により指名、会員への告知、選挙を行う。

## 第7章 年次会員報告会

第27条 年1回の年次会員報告会を行い、計画・実績などを報告する。  
年次会員報告会は会長が招集し、議長を務める。

## 第8章 事務局

第28条 『PMIJ』の業務を円滑に遂行するため、事務局をおき、責任者に事務局長を置く。事務局長は、会長が理事会の承認を得て選任する。事務局長は、『PMIJ』の円滑な運営のための組織を、会長の承認を得て編成し、活動をおこなう。事務局長の役割と責任および報酬は理事会で定める。事務局に常時雇用使用人がある場合は、事務局職員就業規則を適用する。

## 第9章 財政

第29条 『PMIJ』の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第30条 『PMIJ』の支部会費の額は理事会にて定める。支部会費の徴収はPMIが行う。

第 31 条 財政担当理事は定期的に理事会において財政報告を行う責任を持ち、次年度に関する予算案を作成し、理事会の承認を得る。

第 32 条 予算に基づく支出は事務局長がこれを管理する。ただし、100万円を超える支出については財政担当理事の承認を必要とする。

## 第 10 章 権限、利益相反

第 33 条 『PMIJ』の会員は、この規約で定められている以外どのような時も『PMIJ』から経費以外の金銭的便宜を得ることは出来ない。

第 34 条 『PMIJ』の役員及びいかなる会員も、理事会での活動に関し報酬やそれに類する金銭的対価を受けてはならない。ただし、理事会への出席のための費用や『PMIJ』の活動に関する実費はこれを支払うことができる。

第 35 条 『PMIJ』は下記の条件を満たす場合のみ、会員や役員など、及び役員などが関係している団体などが金銭的利害関係や雇用関係があるとしても、契約関係を結ぶことができる。

- A その契約の開始以前に契約内容が理事会に開示されていること。
- B その契約に関係を持たない理事の投票による過半数の賛成を得ること。
- C 理事会が承認するときに、その契約等が『PMIJ』にとって妥当なものであり、法律的にも問題がないこと。

第 36 条 『PMIJ』の役員は、『PMIJ』が契約、または商行為の関係を持っているか、持つかもしれない利害関係または提携状況について開示しなければならない。また、該当する件に関する理事会での決議に参加してはならない。

## 第 11 章 訴訟費用の補償

第 37 条 現在もしくは、過去に『PMIJ』の理事、職員、委員会の委員もしくはこれらに準ずる職にあったもの（以下理事など称する）が、『PMIJ』の方針、規則に従って適正な職務を遂行したにもかかわらず、『PMIJ』以外の外部から、民事、刑事及び行政上の訴訟を受けたり、あるいは受ける恐れのあるときは、『PMIJ』は、その訴訟を受けた理事などの権利を保護するために必要となる費用を負担するものとする。

第 38 条 法律及び裁判所の特段の命令がある場合を除いては、その訴訟を受けた理事などに対する費用の補償は、法律及び規約上適性と判断される範囲に限られる。

第 39 条 『PMI J』は、役員などに対して、現在および将来の訴訟費用の負担を補償するために、『PMI J』の費用で、『PMI J』が適当と判断する保険へ加入させることができる。

## 第 12 章 改定

第 40 条 この規約は理事会において、出席理事の 3 分の 2 の賛成をもって改定できる。

第 41 条 全ての改定は PMI により制定された規約、方針、規則などと整合性がなくてはならない。

## 第 13 章 解散

第 42 条 『PMI J』の解散にともなう残余財産の処分は定款第 34 条の定めに従う。

## 第 14 章 その他

第 43 条 この規約に規定のない事項は、全て理事会の決議により決定するものとする。

(附記)

制定 2005 年 8 月 26 日 (第 4 回理事会)

改定 2005 年 12 月 16 日 (第 7 回理事会：コンピテンシー理事新設)

改定 2008 年 1 月 29 日 (第 23 回理事会：理事の役割変更等)

改定 2009 年 1 月 1 日 (支部名称、法人格の変更)

## 細則－ 1. 理事の職務

### 第 1 条 会長

会長は、支部の理事会が、組織の位置づけ、使命、そして目標の達成に一丸となって確実に貢献していることを確認する義務があり、また、支部全体の機能について責任を負う。

(役割)

- ◆ 理事会の長を務める。
- ◆ 議事日程、協議事項を作り、理事会の議長を務める。
- ◆ 他の役員の活動が支部の目標達成に向かうように導く。
- ◆ 理事改選が行われる年の 10 月 1 日までに、支部選挙のため、選挙委員会の委員を指名する。
- ◆ 理事会の承認を得るため、空席となった理事の後任候補者を指名する。

### 第 2 条 会員担当理事

会員担当理事は、積極的な新規会員募集を行う傍ら、現会員を継続させること、支部会員拡大計画の立案・遂行に責任を負う。

(役割)

- ◆ 会長を補佐し、もし、選出された会長がその責務を遂行できない場合はその職務を遂行する。
- ◆ 新規会員の獲得、現会員を継続させるための施策の検討および実施に責任を持つ。
- ◆ 会員満足度調査を毎年行い、会員サービスの向上施策に反映する。
- ◆ 毎年、PMI の本部によって設定された期日までに、『PMI J』年会費の見直しを行い必要があれば変更を理事会に提案する。
- ◆ マーケティング担当理事と協力して、企業に対して、積極的にスポンサー獲得のための運動をする。

### 第 3 条 企画担当理事

企画担当理事は、支部のおかれた状況や支部の活動できる資源を把握し、支部年度活動計画のまとめ・調整を行い、必要な施策を立案する。立案された施策が実行されるために必要な手配を行う。提案される施策について検討を行い、優先順位に基づいてその実行を推進する。

(役割)

- ◆ 企画委員会の委員長を務める。
- ◆ 施策についての理事会の総意をまとめ、基本的な方針を立案する。
- ◆ 施策推進のため、ミッション委員会、部会や事務局間の必要な調整を行う。
- ◆ 施策の実行をモニターし、必要であれば、担当理事と協議の上、対策をとる。
- ◆ 新規事業の可能性について検討を行い、決定した新規事業を実行段階へと導く。

#### 第4条 財政担当理事

財政担当理事は、支部の財務目標と目標達成のための活動に関して、各理事からの資金投入の要請に応える責任及び、年度財政計画の作成をする責任を持つ。

(役割)

- ◆ 『PMI J』の財政および財務状況の管理を理事会の指揮のもとに行う。
- ◆ 四半期毎に支部の財政状況を理事会に報告する。
- ◆ 必要であれば支部会費の改定を理事会に提案する。
- ◆ 必要に応じて事務局の財務活動の支援を行う。

#### 第5条 渉外担当理事

渉外担当理事はPMI本部、PMI他支部、SIG、カレッジをはじめ外部機関との渉外をつかさどる。

(役割)

- ◆ PMI本部との連絡、協議などを行う。
- ◆ 他支部など、PM関連組織との渉外を行う。
- ◆ PMI以外のプロジェクトマネジメント関連組織との渉外を行う。

#### 第6条 広報・宣伝担当理事

広報・宣伝担当理事は、適切な方法を用いて、外部への情報発信を行い支部の知名度の向上を通して、支部活動の目的達成へ努める。

(役割)

- ◆ 支部広報の資源としてのホームページ、ニューズレターの有効利用を図る。
- ◆ PMIやPMI関連組織に対し、『PMI J』支部活動を発信する。

- ◆ 行事担当理事と協力して、『PMI J』行事を成功裡に実施する支援を行う。

#### 第7条 教育担当理事

教育担当理事は、教育機関との連携や支部の教育関連プログラムの推進を通して、プロジェクトマネジメントプロフェッショナリズムを増進する責任を持つ。

(役割)

- ◆ 外部教育団体とのコラボレーションにより、プロジェクトマネジメントの普及を図る。
- ◆ 『PMI J』の教育関係プログラムの推進・管理を行う。
- ◆ 会員を対象に、PMの普及に資する教育プログラムとその開発を企画する。また、開発に向けて活動を促進する。

#### 第8条 認定担当理事

認定担当理事は、プロジェクトマネジメントのレベルを向上させるための諸認定について、促進活動を企画・管理する。

(役割)

- ◆ 広報・宣伝担当理事と協力して、PMP資格試験の周知に努めると共にPM P受験者を増やす努力を尽くす。
- ◆ PDU取得の支援活動の企画・管理を行う。
- ◆ プロジェクトマネジメントのレベル向上のための支部の認定プログラムの企画・管理を行う。

#### 第9条 行事担当理事

行事担当理事は、『PMI J』の主要行事の遂行を企画・管理する。行事の内容は、『PMI J』の目的に沿い、節度あるもので、且つ、理事会の承認を得たものでなければならない。

(役割)

- ◆ PMI日本フォーラム、エグゼクティブセミナー等、『PMI J』の主要行事の企画・遂行を管理し、効果的・効率的に行うことに責任を持つ。
- ◆ 支部会員に益する行事を企画する。
- ◆ 年次会員報告会の企画・遂行管理を行う。

#### 第10条 研究担当理事

研究担当理事は、PMに関する研究について企画を行い、その実施を促進する。PMに関する特定分野を研究する研究会の設立、運営を通して研究の充実を図る。研究の対象及び研究会の設立は理事会の承認を得たものでなければならない。

(役割)

- ◆ 内外のPMの動向を把握して、PMに関する研究項目を検討して研究会の新設改廃を企画委員会および理事会に提案する。
- ◆ 研究会の進捗状況を管理し、円滑な運営を支援する。
- ◆ 活動をとおして得られた有益なPMに関する情報は適宜、会員へ提供する。

#### 第11条 マーケティング担当理事

マーケティング担当理事は、PMに関心のある日本の法人との関係を樹立し、更に維持・発展させることにより、法人からの『PMIJ』に対する支援獲得に務める。

(役割)

- ◆ 法人スポンサープログラムに責任を持ち、必要な施策を理事会に提案する。
- ◆ 法人スポンサー獲得のためにマーケティング活動を企画・推進する。
- ◆ 法人との折衝を行い、支援法人の獲得と維持につとめる。
- ◆ 支部の理事へ協力を依頼し、その支援の基に法人スポンサーの拡大に努める。
- ◆ 法人の代表からなるスポンサー連絡会を主催し、法人との対話を進める。
- ◆ 支部の行事との他の企画について法人からの協賛・支援を獲得する。

#### 第12条 コンピテンシー担当理事

コンピテンシー担当理事は、広くPMの知見を蓄積し、PM能力の増進を図り、もってPMコミュニティの発展を図る。PMコミュニティとの交流を通してPMの普及を促進する。PMIその他の活動団体と連携してPMの知識や技術を展開する。

(役割)

- ◆ PMの啓発とPM能力向上を図るため、PMの知識、スキル、ツールや技法、その他PMに関する事項を収集し、蓄積し、発信する。
- ◆ PMの専門家ないし実務家との交流を促進し、PMに関する活動を企画・展開する。
- ◆ 『PMIJ』の部会活動におけるPMコンピテンシーに関わる事項について、

部会の活動を支援し、推進する。

- ◆ PMIのPM関連活動を支援し、『PMIJ』の知識基盤を広げる。
- ◆ 社会一般に必要なPMに関する情報を提供し、PMが広く普及する活動を展開する。
- ◆ PM導入や展開に関する活動を行う。

#### 第13条 地域担当理事

地域担当理事は、地域へのサービス企画を実施し、ブランチの活動状況を把握して必要な提言を行う。

理事会に地域サービス施策やブランチの設立・改廃を検討・提案する。

その他、地域施策の円滑な遂行に向けて調整する。

(役割)

- ◆ 地域担当理事は地域サービス委員会の委員長を務める。
- ◆ 地域へのサービス企画を実施する。
- ◆ ブランチの活動状況につき、定期的な報告を受け、必要な提言を行う。
- ◆ 地域サービスの活動に必要な規定を立案・改定し、理事会に提案する。
- ◆ ブランチの設立及び改廃について検討し、理事会に提案する。
- ◆ その他、地域施策の円滑な運営・活動に必要な事項の検討と実現のための調整を行う。

(附記)

制定 2005年8月26日(第4回 理事会)

改定 2005年12月16日(第7回 理事会: コンピテンシー理事新設)

改定 2008年1月29日(第23回理事会: 理事の役割変更等)

改定 2008年9月26日(第28回理事会: 法人格及び法人格変更、地域担当理事の追加。法人格、法人名変更登記をもって発効とする)

改定 2009年1月1日(支部名称、法人格の変更)